

能勢町いじめ防止基本方針

平成28年4月

能勢町

(令和4年7月改訂)

(令和5年4月改訂)

(令和8年5月改訂)

目 次

はじめに	2
I いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	
2 いじめの定義及び解釈	
(1) いじめの定義	
(2) いじめ防止の観点	
(3) いじめの現れ方	
(4) 大切ないじめ防止の基本認識	
(5) 学校におけるいじめの認識レベルとその対応	
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1 学校として実施する施策	
(1) 学校の役割についての基本的な考え方	
(2) 学校いじめ防止基本方針の基本的な内容	
(3) 学校いじめ防止基本方針の運用	
概念図1 学校におけるいじめ事象への対応	
2 町（町教育委員会を含む）が実施する施策	
(1) いじめの防止等のための組織及び役割	
III 重大事態への対処	11
1 重大事態とは	
2 重大事態が発生した場合の対処	
(1) 重大事態の発生報告	
(2) 重大事態の調査主体と調査組織	
(3) 実施する調査の内容	
(4) 調査開始前の事前説明及び調査結果の提供・報告	
(5) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置	
概念図2 重大事態が生起した場合の対応	
IV その他	15
V 参考資料	16
いじめ防止対策推進法	

はじめに

いじめの問題が大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

いじめは子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利を著しく侵害する、まさに人権に関わる重大な問題です。「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢のもと、あらゆる努力をしなければならないことは言うまでもありません。

また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、能勢町では、未然防止の取組や早期発見への取組など、様々ないじめ防止対策に取り組んできたところです。

しかし、近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向にあります。そこで、これまでの取組を検証するとともに、法の趣旨を踏まえたいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、とりわけ、いじめの早期発見・初期対応に積極的に努め、いじめが決して重大事態に至らぬよう「能勢町いじめ防止基本方針」を策定しました。

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定されたものです。

また、法第 3 条では、いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のように定めています。

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

能勢町は、法の基本理念に基づき、能勢町の児童生徒が、いじめによって辛い思いをすることがないように、町、教育委員会及び学校における取組を明確にするとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めることとし、家庭や地域住民その他あらゆる関係団体の連携のもと、いじめの問題を克服することに全力を挙げて取り組んでまいります。

2 いじめの定義及び解釈

(1) いじめの定義

法では、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています（法第2条）。

いじめの定義には以下の4つの要素しか含まれていません。

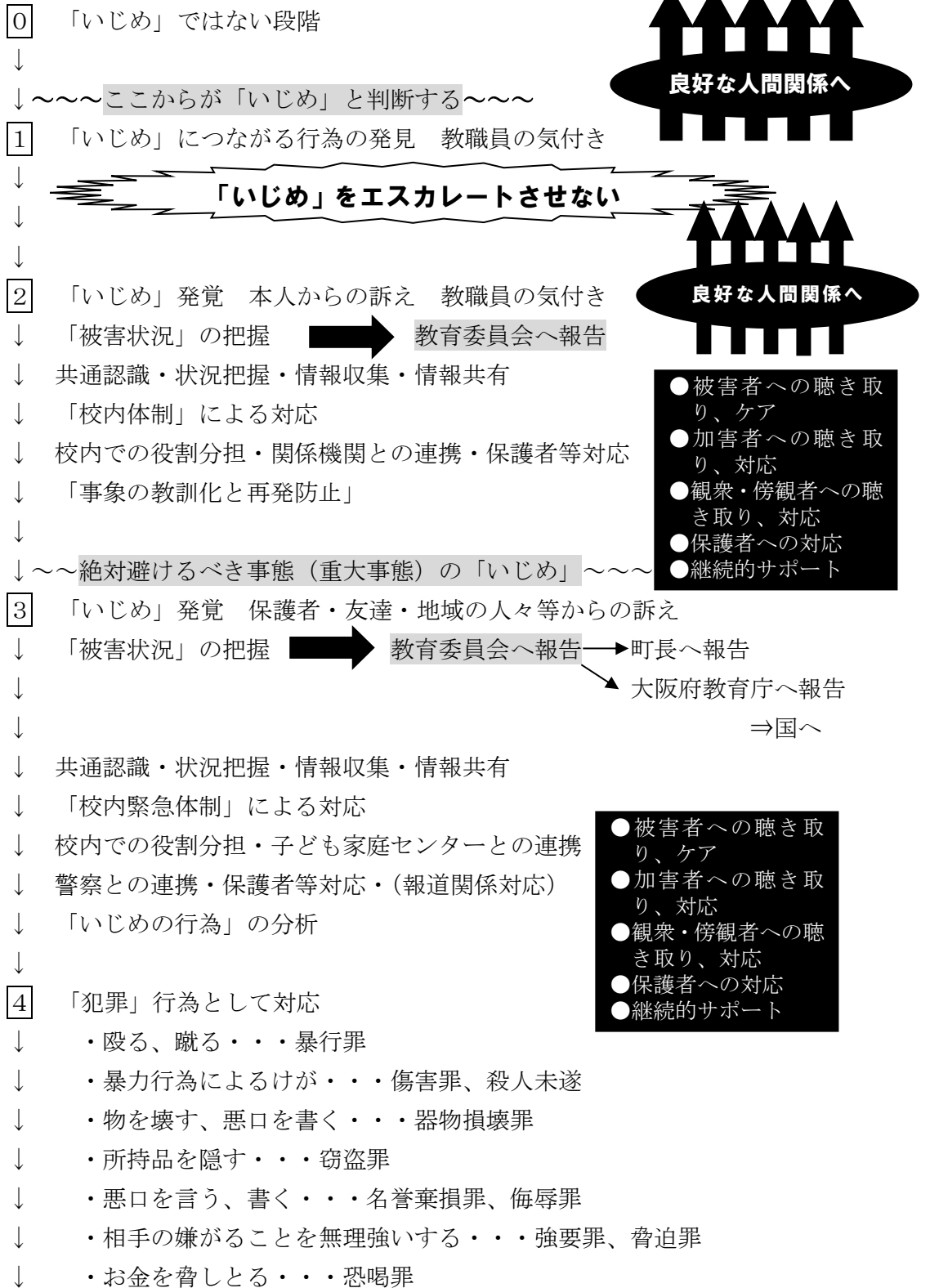
- ・ 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ・ AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ・ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ・ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(4) 大切ないじめ防止の基本認識

- ①子どもの発する小さなサインを見逃さないこと
- ②「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと対応すること
- ③子どもへのエンパワメントの視点を大切にすること

(5) 学校におけるいじめの認識レベルとその対応

～～学校で対応し、良好な人間関係の再構築を目指す～～



- 被害者への聴き取り、ケア
- 加害者への聴き取り、対応
- 観衆・傍観者への聴き取り、対応
- 保護者への対応
- 継続的サポート

- 被害者への聴き取り、ケア
- 加害者への聴き取り、対応
- 観衆・傍観者への聴き取り、対応
- 保護者への対応
- 継続的サポート

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 学校として実施する施策 概念図1 P. 8参照

(1) 学校の役割についての基本的な考え方

- ・学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、組織体制を確立し、教育委員会と連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。子どもの発する小さなサインを見逃さず、初期対応に努め、「いじめは絶対に許されない」という強い意志のもと対応します。

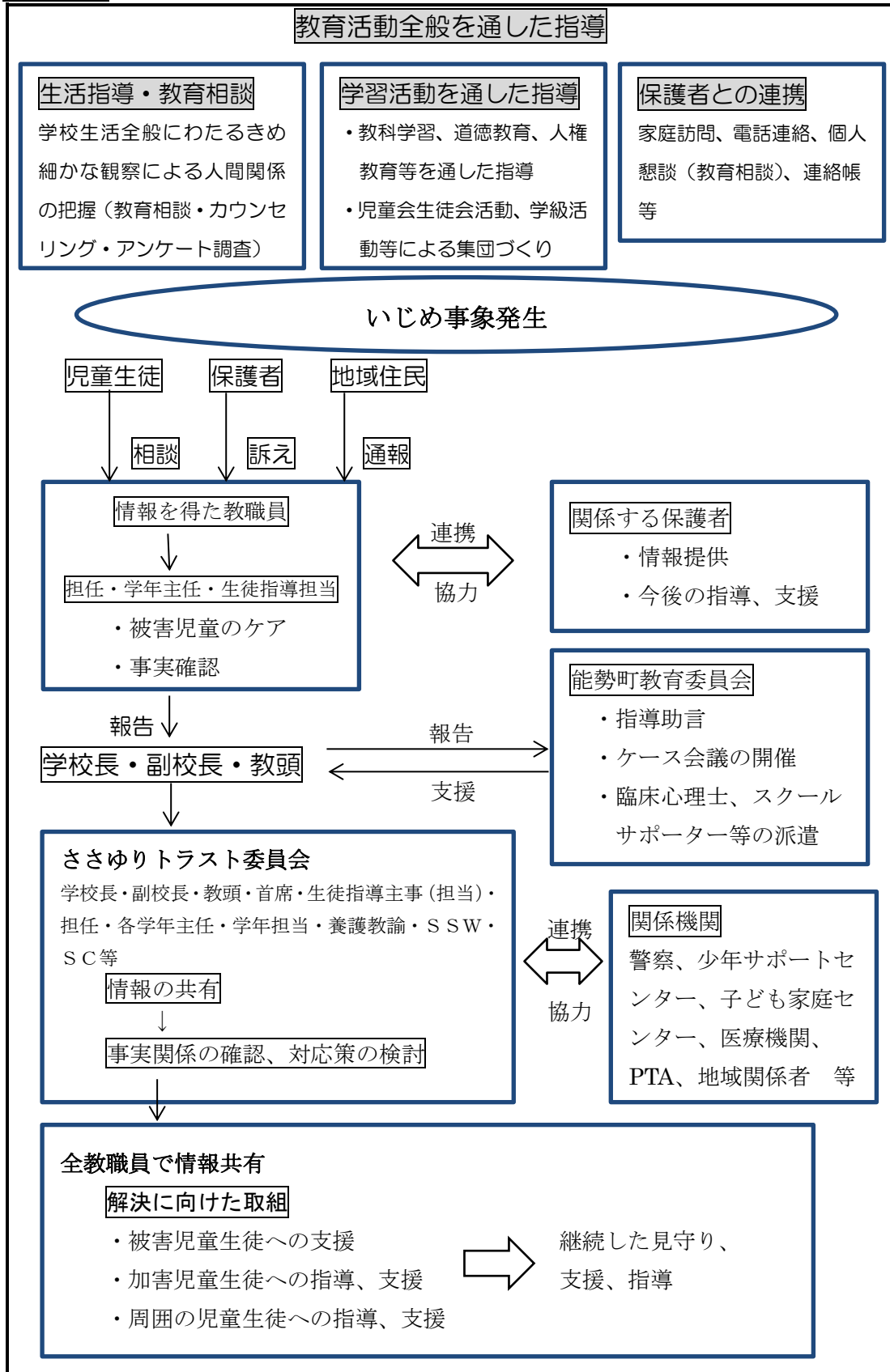
(2) 学校いじめ防止基本方針の基本的な内容

- ・学校は、いじめの防止等の取組について国及び府・能勢町いじめ防止基本方針を踏まえ、基本的な方針や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。
- ・学校いじめ防止基本方針には「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「重点項目」「保護者や地域との連携のあり方」「関係機関との連携のあり方」等、具体的な取組を示します。

(3) 学校いじめ防止基本方針の運用

- ・学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置きます。（ささゆりトラスト委員会【不登校・いじめ対策委員会】）
- ・いじめに対しては、学校が組織的に対応し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、民生委員児童委員・主任児童委員などの地域関係者との連携のもと対応します。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施し、必要に応じ、指導計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行います。
- ・児童生徒・保護者に対して、いじめの防止等の取組について方針や内容について説明し、理解を求めるとともに、周知を図ります。

概念図1 学校におけるいじめ事象への対応



2 町（町教育委員会を含む）が実施する施策

町及び教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にすることを養うため、人権教育・道徳教育・体験活動などの推進を図ります。また、障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、インクルーシブ教育などを通して障がい児（者）に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる支援教育を推進します。

（1）いじめの防止等のための組織及び役割

① S S W ・ S C などの配置・派遣及び指導助言

- ・教育委員会は、いじめ防止の対策が適切に行われるよう、学校における児童・生徒指導体制の充実に向けた教職員等の配置、いじめを含む教育相談に応じる S C（スクールカウンセラー）の配置、児童生徒を支援するスクールサポーターの配置を行います。
- ・教育委員会は、いじめ事象が発生した場合、いじめを受けた児童生徒の心のケアを最優先に考慮し、S S W（スクールソーシャルワーカー）・S C などの派遣を行います。また、必要に応じ、指導主事や専門家（弁護士等）を派遣し、解決に向けた対応に努めます。
- ・いじめをしてしまった児童生徒に対しては、加害行為の背景や当該児童生徒が抱える課題について、S S W ・ S C 等と連携して、適切なアセスメントを行いつつ、毅然とした態度で指導・対応を行うよう学校に指導と助言を行います。
- ・指導主事は、インターネットを通じて行われるものを含め、いじめについて、必要に応じ関係機関とも連携しながら、学校に必要な情報提供を行うとともに、早期解決に向けた指導と助言を行います。
- ・いじめ防止等に向け、児童生徒を指導する教職員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施します。
- ・指導主事は、学校いじめ防止基本方針の検証と改善に必要な指導と助言を行います。

②児童・生徒調査「いじめ認知」調査

- ・教育委員会は、月 1 回、学校に対して、児童・生徒調査において、いじめ

認知件数・いじめのレベル・その状況と対応、指導の後の状況について報告を上げる仕組みのもと、学校におけるいじめの早期発見、早期対応に努めます。

③いじめ・不登校等対策会議

- ・教育委員会は学校と共に、いじめ防止対策の連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を実効的に推進します。
- ・教育委員会は、「いじめ・不登校等対策会議」を毎月開催し、早期発見に資する取組が行われているか等の検証・改善に向けた支援を行います。
- ・「いじめ・不登校等対策会議」は、学校管理職及び教育委員会事務局で構成し、その他、教育委員会が必要と認める者を出席させることができるものとします。
- ・校長から重大事態につながるいじめを発見したという報告を受けたときは、教育委員会は、臨時に「いじめ・不登校等対策会議」を開きます。
- ・「いじめ・不登校等対策会議」の結果、重大事態（自殺・重大な傷害・命に危険が迫る事態等）と認定された場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかを判断します。

④家庭や地域及び関係諸機関との連携

- ・町と教育委員会は、いじめ防止等の取組に必要な施策を講じるとともに、いじめ防止に必要な措置を講じます。また、警察・子ども家庭センター等と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築に努めます。特に、犯罪に相当する事案を含むいじめ対応においては、直ちに学校から警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるよう指導・助言します。
- ・町と教育委員会は、いじめ防止等に向けた町民啓発の実施に努めます。
- ・町と教育委員会は、地域関係団体と連携したいじめ防止等に向けた取組の調整、実施に努めます。
- ・町と教育委員会は、保護者対象の啓発活動や相談窓口を整備し、児童生徒・保護者への広報に努めます。
- ・町は、いじめ防止等の取組に必要な財政上の措置を講じるなど、いじめ防止等に必要な措置を講じます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (法第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)

◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」の想定されるケース

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

◆ 「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握した上で判断する必要があります。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告、調査等に当たります。

2 重大事態が発生した場合の対処 (概念図 2 P. 14 参照)

(1) 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告するとともに、大阪府教育庁を通じて国に報告します。

(2) 重大事態の調査主体と調査組織

教育委員会は、重大事態の報告を受けた場合は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかを判断します。なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後町教育委員会が必要と認めるときは、「能勢町いじめ重大事態調査委員会」によって調査を行います。

【学校が主体となって調査を行う場合】

① 対象事案

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 調査組織

学校に設置する「ささゆりトラスト委員会」を母体として、重大事態の態様により、適切な専門家を加え調査を行います。

【教育委員会が主体となって調査を行う場合】

① 対象事案

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断するとき。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなとき。

② 調査組織

教育委員会の附属機関である「能勢町いじめ重大事態調査委員会」を調査機関として、専門的な知識及び経験を有する第三者でもって、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。

(3) 実施する調査の内容

学校又は教育委員会が主体となる重大事態の調査は、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

学校及び教育委員会は、調査組織に積極的に資料の提供を行うとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

(4) 調査開始前の事前説明及び調査結果の提供・報告

① 調査開始前の事前説明

調査組織は、調査を開始するにあたり、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査の方針・方法・スケジュール等を事前に説明し、共通理解を図ったうえで調査を進めます。

② いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供

学校又は教育委員会は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法により説明します。

なお、これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。しかし、個人情報保護を楯に説明を怠ることのないよう留意します。

③ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から町長に報告します（学校が主体になって調査した場合において、学校から教育委員会が報告を受けたものを含みます。）。

なお、重大事態の発生と調査の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、町長に提出するものとします。

(5) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた町長は、当該報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、長の附属機関の「**能勢町いじめ再調査委員会**」を調査組織として、法第28条第1項の規定による調査の再調査を行うことができます。

② 再調査結果を踏まえた措置

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために人的体制の強化、必要な教育予算の確保など必要な措置を講じます。

なお、町長は、再調査結果を受けて、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法により説明します。この場合においては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

また、町長は法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告します。

IV その他

町は、ホームページ等においてこの基本方針を公表するとともに、毎年度の取組内容を点検・評価し、見直しが必要な場合は必要な措置を講じるものとします。

V 参考資料

目 次

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

〇いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

第一章	総則（第一条—第十条）
第二章	いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章	いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章	重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章	雑則（第三十四条・第三十五条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外

を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解し

てはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第六号に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止

することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の

規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中

「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その

結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則〔平成二六年六月二〇日法律第七六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和元年五月二四日法律第一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和三年四月二八日法律第二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和四年五月政令二〇八号により、令和四・一〇・一から施行〕